

太陽 ASG 拝啓理事長先生

経営者のための学校情報 第 187 号

この資料は全部お読みいただいて 2 分 30 秒です。

今回のテーマ： 幼稚園の給食・スクールバス利用代金の消費税非課税について

1 現状

授業料（保育料）や施設設備費は学生生徒等納付金として、消費税が非課税となっていますが、給食やスクールバスはサービスの提供の対価として代金を別途徴収している場合は、消費税の課税対象となっています。

2 特例措置

国税庁が、食育・安全確保の推進の観点から、給食や送迎は幼児教育の一環として行うものである場合には、非課税とすることを明確にしたため、下記のように徴収の方法によって、消費税の扱いが異なることになりました。

徴収方法	消費税
給食に係る経費を「授業料(保育料)」に含めて徴収している場合	非課税
スクールバスの維持・運営に要する費用を「施設設備費」に含めて徴収している場合	非課税
給食及びスクールバスに要する経費を「給食代」「スクールバス代」として別途徴収している場合	課税
給食を外部委託している場合で、「預り金処理」（実費を徴収し、そのまま支払うこと）をしている場合	消費税の課税関係は生じないため、非課税

給食とスクールバスの代金を、納付金として処理し、それぞれの利用代金が個別に認識できないようにされていることが非課税のポイントです。

業者に給食を外部委託し、幼稚園が代金を預り金として処理している場合は、消費税は業者に課されることになるので、幼稚園には消費税の課税は生じません。

3 注意点ー一部の園児が利用している場合

納付金として処理するという事は、すべての園児が対象者であることが前提なので、園則に、給食代・スクールバス代を含めた保育料・施設設備費を定める必要があります。

園則や募集要項に、利用しない園児については保育料・施設設備費の軽減を行う旨の記載をしている場合には、明らかに利用代金として認識できる記載を行うと課税対象となる恐れがあります。

しかし、アレルギーなどのために給食を食べられない園児に保育料の軽減を行うといった特別な理由がある場合には、課税対象に含まれないものと思われます。

お見逃しなく！

- スクールバス代を施設設備費に含める場合には、文部科学省からの通知(18 初幼教第 10 号,平成 19 年 1 月 17 日)に従い、スクールバスを交通安全教育や園の行事にも活用している旨を説明することも、通園に利用しない園児の父兄の納得を得る方法の一つではないでしょうか。
- 課税収入 1,000 万円以上の事業者は、消費税の納入義務があるため、スクールバスの利用代金を別途徴収している幼稚園の大半は、課税対象者になると思われます。
- 制服や用品の販売についても、外部業者に委託し、「預り金処理」ができないか、検討してみることも価値があると思われます。